

保険・年金 フォーカス

保険金の直接支払いサービス 金融審議会報告書と各生損保の事例

保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

金融審議会（内閣総理大臣の諮問に応じて金融制度の改善など国内金融の重要事項について調査・審議を行う組織で、金融庁に設置されている）の「新しい保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキンググループ」では、2012年6月7日の第1回から1年後の2013年6月7日の第16回まで、保険商品・サービスの提供等のあり方について検討・審議を進め、2013年6月11日には正式な報告書が公表された。

この報告書の中では、「保険会社が特定の財・サービスを提供する提携先の事業者（以下「提携事業者」という。）を顧客に紹介し、顧客が提携事業者からの財・サービスの購入を希望した場合に、保険金を受取人ではなく当該事業者に対してその代金として支払うこと」という「直接支払いサービス」の開発が提言され、財・サービスの例として、介護や葬儀などが示されている。

健康保険においては、出産育児一時金や高額療養費の病院への直接支払制度があり、いずれも、医療費をいったん自己負担で支払った後、事後的に一定の給付が行われるという仕組みの中で発生する、顧客の「一時的な医療費の立替」を回避する制度として、「直接支払いサービス」に類似した制度といえよう。

本稿では、現在、生損保ですでに実施されている、医療保険の給付金などの病院に対する「直接支払いサービス」を紹介することとしたい（なお、葬儀保険などについては、拙稿「現物給付保険について」http://www.nli-research.co.jp/report/researchers_eye/2012/eye130212.pdf 参照）。

2—生保会社の取組み

1 | 先進医療特約とは

生保会社では、先進医療特約の先進医療給付金について、病院に直接支払うサービスを提供している例がある。

先進医療とは、高度の医療技術を用いた療養などで、現時点においては実施可能な医療機関が限られており、健康保険の給付の対象外（自費負担）となっているものの、将来的には健康保険の給付の対象とすべきものであるか否かについて、評価を行うことが必要な療養で、厚生労働省の「先進医療会議」で、具体的な内容や実施医療機関が選定されている。

先進医療は、先進医療Aが65種類、434の医療機関で、先進医療Bが39種類、119の医療機関で実施されており、直近1年間（2011年7月1日～2012年6月30日）の実績としては、それぞれ13,739件、97.7億円（1件当たり71.1万円）、740件、2.3億円（1件当たり31.1万円）となっている。

技術料が高額であり、実施件数も比較的多いものとしては、

- ・陽子線治療 [限局性固形ガンに対する先進医療、直近1年間で1,628件、1件当たり約258万円、8医療機関で実施]
- ・重粒子線治療 [限局性固形ガンに対する先進医療、直近1年間で1,053件、1件当たり約299万円、3医療機関で実施]

などがある。

先進医療に係る費用は、健康保険が適用されず、患者が全額自己負担すること（その他の医療に係る費用には健康保険が適用され、「混合診療」といわれる）から、生保各社は、先進医療特約などの名称で先進医療に関する費用負担を保障する保険を発売している。

生保会社全43社のうち、新契約を募集しているのはアリアンツ生命（2012年1月1日募集停止）、東京海上日動フィナンシャル生命（2012年7月1日募集停止）、ハートフォード生命（2009年6月1日募集停止）、ピーシーエー生命（2010年2月15日募集停止）を除く39社であるが、そのうち26社でこうした商品を発売している。

2 | 先進医療給付金の病院への直接支払いサービス

先進医療給付金について、病院に直接支払うサービスを提供しているのは4社であり、他に1社が一部で同様のサービスを行っている模様である。

最初にプレス発表したのはAIGエジソン生命 [2010年7月14日に「ダイレクト支払サービス」としてプレス発表（※）] であり、次いでプレス発表したのはメットライフアリコ生命（2011年10月18日に「医療機関直接支払サービス」としてプレス発表。2011年10月17日実施）である。

（※）AIGエジソン生命は2012年1月、AIGスター生命とともにジブラルタ生命に吸収合併されており、ジブラルタ生命としては吸収合併と同時の2012年1月に「ダイレクト支払サービス」を提供。

アクサ生命も、2012年3月28日に、先進医療特約「先進医療丸ごとサポート」の販売開始と合わせ、技術料の高額な先進医療の代表例である重粒子線治療および陽子線治療について、「事前査定サービス」とともに「医療機関への直接支払サービス」としてプレス発表（2012年4月2日実施、「医療機関への直接支払サービス」については、2012年7月より全ての先進医療に拡大予定）している。

プレス発表は行っていないものの、このほかマニユライフ生命が2011年8月から発売している「医療保険 Dr. Manu」において「先進医療ダイレクト支払い」として同様のサービスを実施しており、NKS Jひまわり生命も、先進医療給付金は原則として受取人に支払うとする一方で、契約状

況や医療機関・技術名などによっては病院に直接支払うことができるケースもあるとしており、一部で同様のサービスを行っている模様である。

各社の先進医療給付金の病院への直接支払制度は、先進医療給付金が顧客に支払われるまでの間の一時的な立替による経済的な負担の軽減を目的にしている点や、医療機関の同意が前提となっている点などは共通している。

なお、先進医療給付金については、病院への直接支払制度のほか、先進医療給付金が顧客に支払われるまでの間の一時的な立替による経済的な負担の軽減という同様の目的で、先進医療の実施後、治療費を支払う前の段階での取扱として、「病院からの先進医療についての請求書のコピーによる支払い」が三井生命やオリックス生命など一部の生保会社で導入されている。

3— 損保会社の取組み

1 | セコム損保の自由診療保険メディコム

自由診療保険メディコムは、セコム損害保険株式会社により、2001年10月に「自由診療による治療費を実額で補償する国内初の実損填補型がん保険」として発売された。

生保会社で取り扱っている先進医療特約が、先進医療制度を前提としているのとは異なり、

- ・セコム損保と提携先の病院（協定病院）が事前に協定したがんの診療内容・診療料に基づく協定病院（および会社が認めた医療機関）での診療（たとえば、先進医療でも認められていない、未承認抗がん剤治療、適応外抗がん剤治療、薬剤の適用外投与、適用外の検査等）

について、公的保険診療と自費診療の双方を補償する仕組みで、保険給付は直接、協定病院側に支払われるという、病院への直接支払い制度というよりは、医療の現物給付に近い仕組みとなっている。

協定病院については、

- ア. 診療計画において、公的医療保険制度の給付対象とならないガンの診療が含まれている場合、自費診療でガンの治療を行うこと
- イ. 自費診療の範囲を医師が医学的に有効であると認めた範囲とすること
- ウ. 自費診療の診察料の単価を当会社が示す単価とすること
- エ. 診療費の支払方法を当会社の定める方法とすること

が条件とされており、ホームページにおいて242の協定病院（2013年6月1日現在）が示されている。

2 | 先進医療費用保険金の病院への直接支払いサービス等

損保会社においても、生保会社で取り扱っている先進医療特約と同様の特約を発売しており、その先進医療費用保険金について病院への直接支払を実施している例がある。

例えばあいおいニッセイ同和損害保険では、

- ・先進医療の費用が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること
- ・先進医療を受ける前に顧客から会社に申し出があり、所定の書面の提出があること

を条件に、先進医療費用保険金の病院への直接支払を取り扱っている。

病院が直接支払に同意しない場合のほか、「保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する

等、治療の妨げになる恐れのある場合」などは利用できないとされている。

損保会社では、この他に、任意加入の自動車保険の対人賠償責任保険（自動車事故による相手方のケガなどを補償する保険）や、海外旅行傷害保険などで病院への保険金の直接支払いが行われるケースがある。

4—おわりに

「保険金の病院への直接支払い」については、「一時的な医療費の立替払」が不要となる点で、利用者の利便性が向上する仕組みとなっている。

一方、生保・損保とも、こうした制度の普及が一部に止まっている理由としては、全国には約 8,500 の病院（患者 20 人以上の入院施設を有するもの）がある（うち、国公立・大学病院などを除く医療法人や個人経営の病院は約 6,000）中で、個々の病院との事前の交渉と提携が大前提となることその他、病院側・保険会社側とも新たな事務やコストが発生すること、新契約時点で直接支払いを訴求していても、実際の支払時点で、加入者側の通院履歴の不告知など、告知義務違反や告知義務違反の疑いのある行為が発覚し、保険金支払のための内容確認で相当の時間を要する場合などは、直接支払いは実質的に不可能であることなどが挙げられよう。

「保険金の病院への直接支払い」の実現に向けては、こうした課題などについて検討を進める必要があるだろう。

【参考文献】

金融庁ホームページ

厚生労働省ホームページ

各生保会社、各損保会社ホームページ